

報告事項才

重要無形民俗文化財の指定等について

重要無形民俗文化財の指定等について、別紙のとおり報告します。

平成21年1月22日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

重要無形民俗文化財の指定等について

文 化 財 課

平成21年1月16日(金)に国の文化審議会(会長 石澤 良昭)において、下記のとおり重要無形民俗文化財の指定等の答申が行われました。

記

1 重要無形民俗文化財の指定

名 称	所在の場所	特 色	保護団体
三朝のジンシヨ	三朝町三朝	山陰地方を代表する大規模な五月節供の綱引き。藤 蔓を材料にして巨大な雄綱と雌綱を緋い上げる点や、二つの大綱を結合させて引き合い、その勝敗によって五穀豊穡や商売繁盛を占う点などが特色。	三朝区ジンシヨ保存会



三朝のジンシヨの様子

2 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択

名 称	所在の場所	特 色	保護団体
因幡の麒麟獅子舞	鳥取県	麒麟を象ったとされる頭をいただき、胴幕に大人二人が入って一頭の麒麟となって舞う民俗芸能。麒麟の頭を用いるとやゆったりとした動き、太鼓、笛、鉦を用いたゆるやかな囃子などが特色。	なし
出雲・伯耆の荒神祭	鳥根県 鳥取県	中国地方で、同族(一般的に本家を中郷心とする同じ苗字を持つ集団)や小集落で祀ったり、神楽と結びついたりなど、多様な性格をもつて祀られている荒神のうち、鳥根県東部の出雲地方から鳥取県西部の伯耆地方にかけて多くみられる。農耕の神、牛の神として荒神に収穫を感謝するもので、巨大な藁蛇と大量の幣束を製作し、荒神に供える点が特色。	なし



下味野の麒麟獅子舞



境港市渡の日御碕神社荒神祭

<参考> 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財とは
 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財で、芸能変遷の過程や地域的特色を示す民俗芸能や、我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的な風俗習慣のうち重要なものについて、国が「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択したもの。
 選択されることにより、地方公共団体の行う調査事業や記録作成の事業に対し、国から助成を受けることができる。

3 県内の国指定等の民俗文化財の件数

区 分		現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
指定	重要有形民俗文化財	1 件	0 件	1 件
	重要無形民俗文化財	2 件	1 件	3 件
選択	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	7 件	2 件	9 件